

中間前金払制度の運用開始について

建設業者が直面している極めて厳しい状況を踏まえ、本町が発注する工事において、受注者の資金調達の円滑化を図るため、「中間前金払制度」の運用を平成28年4月1日から開始します。

本町の工事を受注される方は、一定の条件の下で中間前払金を請求できますので、本制度を活用してください。

1 中間前金払制度とは

利根町発注の建設工事では、請負代金額の10分4以内の前払金の請求ができることになっていますが、工事の中間時点で一定の条件を満たしていれば、さらに10分2以内の前払金を追加して支払う制度です。

2 実施時期

平成28年4月1日以降に公告その他契約の申込みが行われる契約から適用

3 中間前金払の対象となる工事

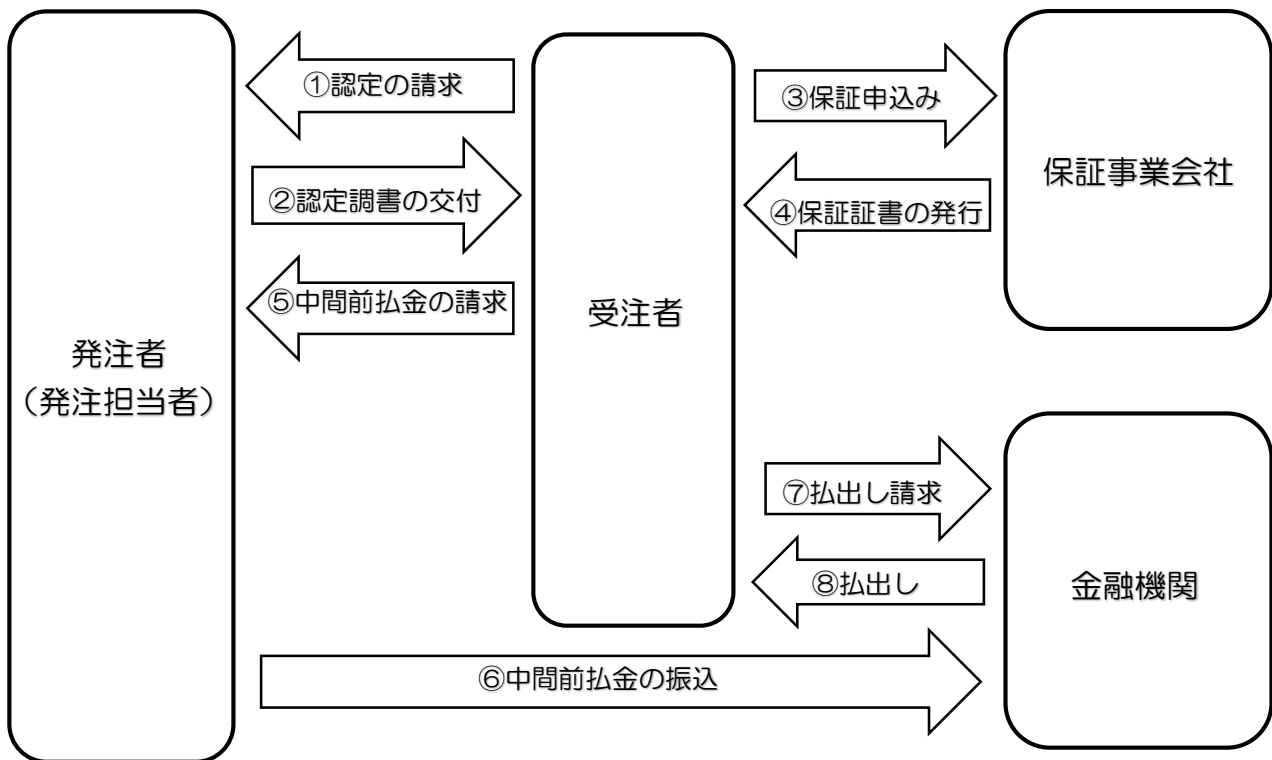
公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証する土木建築に関する利根町発注の工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）であって、工事1件の請負代金額が500万円以上の土木建築に関する工事。

4 中間前払金が請求できる条件

中間前払金の対象となる工事については、次の全ての要件を満たしていることが必要です。

- (1) 請負代金額が1件500万円以上の工事であること。
- (2) 既に前払金の支払いを受けていること。
- (3) 工期の2分の1を経過していること。
- (4) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (5) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (6) 部分払の支払いが行われていないこと。

5 中間前払金の請求・認定の流れ



- ① 受注者は「中間前金払認定請求書(様式第1号)」に「工事履行報告書(様式第2号)」と「予定工程表」を添えて発注者(発注担当課)に提出。工事履行報告書の記入については、申請前に監督職員と協議する。※「予定工程表」とは予定工程表に実施工程を記載したもの。契約締結時に提出した工程表を活用しても可。
- ② 発注者(発注担当課)は、申請があった工事案件が請求の要件を満たしているかを直ちに審査し、「中間前金払認定調書(様式第3号)」を作成し、申請があった日から原則7日以内に受注者に通知する。
- ③ 受注者は、保証事業会社に中間前払金保証の申込みをする。
- ④ 保証事業会社から受注者に保証証書が発行される。
- ⑤ 受注者は、保証事業会社の発行する「中間前払金保証書」及び「請求書」を発注者(発注担当課)に提出。
- ⑥ 発注者は、受注者の前払金専用口座に中間前払金を振り込みます。
- ⑦ 受注者は、金融機関に払出しの請求をする。
- ⑧ 金融機関は、受注者に中間前払金を払い出す。